

資料 Ⅰ - ①

健康と福祉の丘運営委員会資料

令和4年9月29日

健康課

オミクロン株に対応した新型コロナウイルスの接種体制確保について

1. 基本的な考え方

- 分科会では、現時点で得られている科学的知見やワクチンの添付文書の内容を踏まえ、接種の方針が了承された。
- 毎年、年末年始に感染が流行していることを踏まえ、年内に全接種対象者が接種可能となる体制を整備すること。
- 現時点では5か月の接種間隔とするものの、海外の科学的知見等を踏まえて短縮の方向で検討し、10月下旬までには結論を得る予定。

※赤字が更新部分

2. 接種対象者について

- 初回接種を完了した12歳以上の者であって、最終の接種から5か月以上経過した全ての住民を対象に実施する。

3. 接種の開始時期等について

- 速やかに必要な法令改正等を行い、令和4年9月20日より適用を開始する予定。
- 9月半ば過ぎからは、まずは、現行の4回目接種の対象となっていて、当該接種を未実施であるものを対象に接種する。
- 4回目接種の一定の完了が見込まれた自治体においては、配送ワクチンの範囲内で、社会機能を維持するために必要な事業の従事者や年代別など、その他の初回接種が完了した者へ移行する。
- これら以外の初回接種を完了した者への接種は、引き続き、10月半ばを目途に準備を進める。
- 特例臨時接種の実施期間を令和4年度末まで延長することとする。

4. ワクチンの種類及び供給について

- 分科会では、オミクロン株と従来株に対応した2価ワクチンを使用することが妥当であるとされた。
- 供給スケジュールの詳細については、9/2事務連絡（ファイザー・モデルナ）、9/13事務連絡（モデルナ）を参照すること。

5. 予算について

- 体制確保に必要な費用については、引き続き、国が全額を負担することとする。

6. 接種券の発送準備について

- まずは、3回目完了者であって次回の接種券が送付されていない者の接種券について、早急に発送すること。
- 従来ワクチンの4回目接種完了者については、10月末までに送付するよう努めること。
- その他の者へ改めて配布する場合は、一律新規配布、申請方式による配布など、自治体ごとの柔軟な対応を行って差し支えないこと。

7. 事務運用について

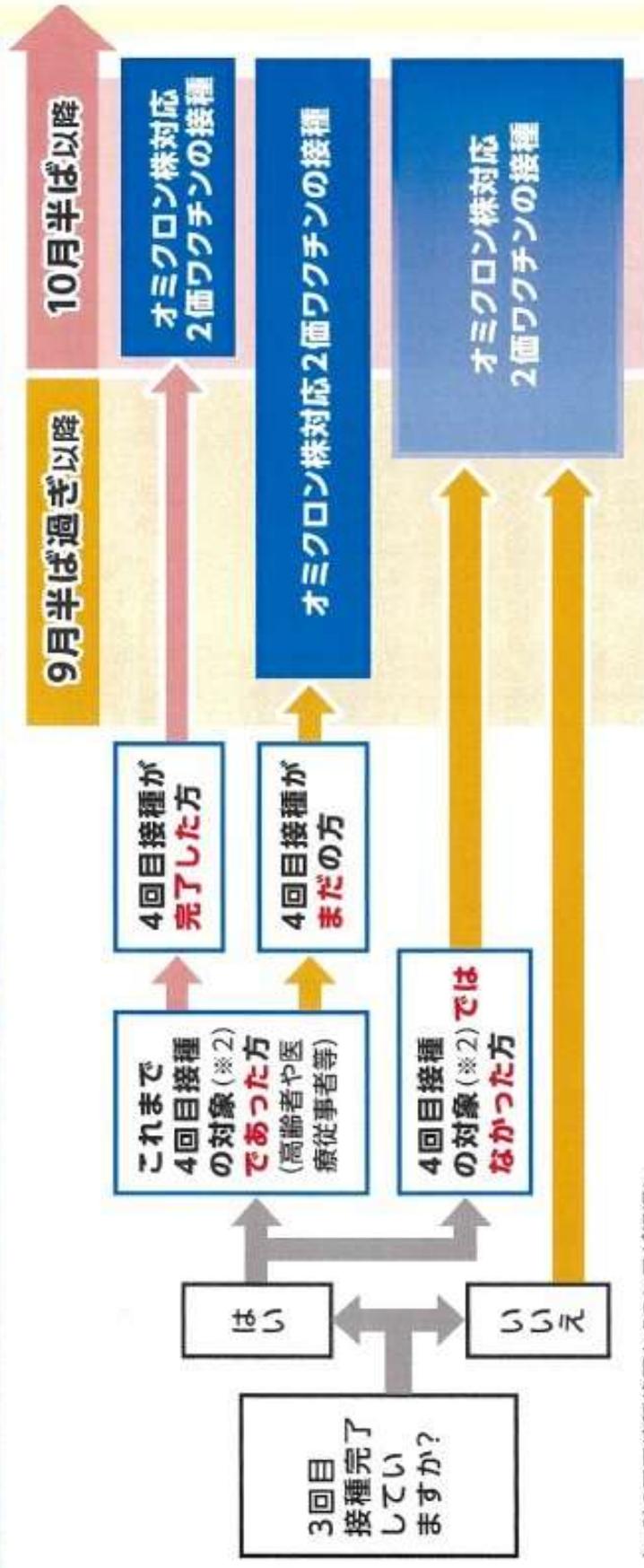
- 基本的には自治体向け手引き第5章「追加接種（3回目接種、4回目接種）」と同様の運用を想定している。

8. その他

- 各自治体においては、できるだけ長い期間で予約枠が提供できるよう努めること
- 住民に対して、一時的に予約が混雑した場合であっても、令和4年中には全ての方が接種可能な体制を整備している旨、周知すること。

オミクロン株対応ワクチンの接種対象者及び接種の開始時期について

接種対象：初回接種（1・2回目接種）が完了している方



(※2) 3回目接種終了から5か月が経過し、

① 60歳以上の方 ② 18歳以上で基礎疾患を有する方その他重症化リスクが高いと医師が認める方 ③ 医療従事者等及び高齢者施設等の従事者など

初回接種（1・2回目接種）がまだの方

従来型ワクチン(※3)による接種を完了してください。

接種から5か月が経過した後に、オミクロン株対応2価ワクチンを追加接種することが可能になります。

(※3) 新型コロナウイルスの従来株に対応した1価ワクチン

新型コロナウイルスワクチン接種に関する公的関与の規定の適用について

新型コロナウイルスワクチン接種に関する公的関与（接種勧奨、努力義務）の規定の適用状況は以下のとおり。

・・・接種勧奨（予防接種法第8条）：全ての接種対象者

・・・努力義務（予防接種法第9条）：全ての接種対象者

	1・2回目	3回目	4回目	5回目
60歳以上	オミクロン株対応ワクチン			
12～59歳				
5～11歳				
4歳未満	接種対象外			

※ 1・2回目接種及び5～11歳の小児への接種については、引き続き従来株ワクチンを使用。

小児（5～11歳）接種に関する対応について

これまでの状況

○2月10日厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会

- ・ ①新型コロナウイルス感染症のまん延の状況、②有効性・安全性等に関する情報を踏まえて、5～11歳の小児に対する努力義務の適用について議論。
- ・ オミクロン株流行下でのエビデンスが不十分であることから、努力義務は適用しないこととした。

小児接種開始（2/21）

○8月8日厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会

- ・ オミクロン株流行下での新たな知見を踏まえ、努力義務を適用することが適当との見解。

今般の議論

○8月16日～18日厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会

- ・ 努力義務の適用に係る政令改正案について諮問、19日付けで答申。

○9月2日厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会

- ・ 小児に対して、2回目の接種から5か月以上経過後に追加接種を行うことについて諮問・答申。
- ・ 併せて、当該追加接種についても努力義務を適用することが適当との見解。

本日（9/6）より、小児に対する努力義務適用&追加接種開始

新型コロナウイルスワクチン接種事業の進捗状況

<接種状況>

①1～4回目接種率

令和4年9月15日現在

対象者	5～11歳	12歳以上	18歳以上	60歳以上
人口	681人	13,981人	13,275人	7,017人
1回目接種率	42.1%	90.5%	90.8%	94.3%
2回目接種率	38.9%	90.3%	90.5%	94.0%
3回目接種率	—	78.9%	80.1%	90.0%
4回目接種率	—	—	33.7%	58.3%

②予防接種健康被害救済制度の申請 1件

③間違い接種の報告 2件（内訳 接種回数間違い 1件、接種対象年齢間違い 1件）

<今後の接種予定>

①オミクロン株対応ワクチン接種について

接種時期：令和4年10月3日（月）の週から個別接種を開始

令和4年10月7日（金）から集団接種を開始

接種場所：個別接種（東泉堂病院、岡本病院、涌谷町国保病院）及び集団接種

対象年齢：初回接種（1, 2回目）を完了した12歳以上であって、最終の接種から5か月以上経過した方

使用ワクチン：ファイザー社製ワクチン（12歳以上）、モデルナ社製ワクチン（18歳以上）
（オミクロン株（BA.1型）と従来株に対応した2価ワクチン）

②小児（5～11歳）ワクチン接種について（※令和4年9月6日より努力義務を適用）

接種時期：令和4年10月から個別接種を開始

令和4年10月15日（土）及び10月22日（土）に集団接種を実施予定

接種場所：個別接種（東泉堂病院、ものうファミリークリニック）及び集団接種

接種間隔：2回目の接種から5か月以上経過後

使用ワクチン：小児用ファイザー社製ワクチン